

北九州市健康・生活産業振興協議会規約

(名称)

第1条 この会は、北九州市健康・生活産業振興協議会（以下、「本協議会」という。）という。

(目的)

第2条 本協議会は、健康・介護、女性・若者、子育て・教育等の健康・生活関連サービス産業分野における新たなビジネスの創出とサービスの向上を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 本協議会は、目的に賛同する企業等を会員とする。ただし、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員と関係がある企業等は会員となることはできない。

2 会長は、本協議会において選出する。

3 本協議会にアドバイザー及びオブザーバーを置くことができる。

4 本協議会に部会を置くことができる。

(事務局)

第4条 本協議会の事務を処理するため、北九州市産業経済局サービス産業政策課に事務局を置く。

附 則

この規約は、平成25年 9月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この規約は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この規約は、令和 6年 4月 1日から施行する。